

自治体発注業務における賃金算出根拠を調べる(Ⅱ)

川村 雅則

1. はじめに

公契約領域で働く者が現場で実際にいくらの賃金を支払われているのかを調べるのも大事な作業であるが、そもそも、予定価格の算出において、賃金の算出根拠はどうなっているか、また、その金額はいくらかを明らかにすることの重要性を前号で述べた。特に国の公共工事設計労務単価が使われる工事とは異なり、委託業務や指定管理者制度における賃金算出根拠は、(臨時・非常勤職員を含め、自治体職員の初任給などが使われた事例が多いのではないかという印象を持っているが) 定かではない。そういったデータを整備する必要性や意義をあらためて強く感じたのが、2017年の夏に野田市を訪問して、レクチャーや豊富な資料提供を受けた際だ¹。その一部を紹介する。

2. 野田市の指定管理協定における賃金算出根拠と賃金額

2009年に制定された野田市の公契約条例は、改正を重ねて現在に至る。改正とは、条例の適用範囲を広げたり、条例で定めた賃金最低額を引き上げたり、あるいは、雇用安定に資するよう、労働者の継続雇用を新規の受注者に対して努力義務を課すなどである。

参考までに表1は、公契約条例の対象となる契約の総予算額と、その額が野田市の総予算額に占める割合をまとめたものである。市が発注したものと水道部が発注したものに分けてまとめている。表には示していないが、野田市の総予算額に占める割合は、年々増大して現在に至っている。

表1 公契約条例の対象となる契約の総予算額と、その額が野田市の総予算額に占める割合

単位：千円

市発注分	工事	4,985,540
	業務委託	952,170
	指定管理	2,064,702
	合計(a)	8,002,412
	市の予算(b)	55,239,161
	割合(a/b)	14.5
水道部発注分	工事	736,636
	業務委託	191,668
	合計(a)	928,304
	水道部の予算(b)	4,795,654
	割合(a/b)	19.4

出所：野田市提供資料より作成。

さて、この中で「指定管理」部分に焦点をあてる。野田市では2012年10月の条例改正によって、指定管理協定が条例の直接適用となっている。

この指定管理協定における賃金算出根拠は、「野田市公契約条例の手引き」でも「仕様書等に職種ごとに定める額」と書かれているのみで、内容は不明である。野田市を訪問した際も、細かいのでと資料はとくに準備されていなかったのであるが、後日に、データの提供を求めたところ²、そく対応していただいた。提供されたデータから、総務省の分類³でいうところの「社会福祉施設」の結果を示す(表2)。

表の注釈3にも書いたとおり、当該最低額は、指定期間初年度の単価を指定期間中継続して適用させているため、同じ職種(つまり同じ算出根拠)でも施設によって適用単価が異なる場合があることに留意されたい。

結果は、市の職員の初任給が活用されていること、臨時職員の賃金単価の適用もみられること(ここには掲載していない施設でも同様)、

表2 市長が定める賃金等の最低額(指定管理協定)

施設名 ^{注1}	職種 ^{注2}	適用単価 ^{注3} (円/時間)	算出根拠
複合老人 ホーム施設	施設の維持管理事務員	919	市一般行政職(初級)初任給
	受付等事務補助員	830	市臨時職員(事務補助)賃金単価
	支援員・介護職員	860	社会福祉法人Aの短大卒初任給を勘案
	生活相談員	1,096	市一般行政職(上級)初任給
	機能訓練指導員	1,031	市看護師初任給
	介護支援専門員	1,235	市臨時職員(介護支援専門員)賃金単価
	看護師(准看護師を含む)	1,031	市看護師初任給
	栄養士	991	市栄養士初任給
	調理員	829	市労務職初任給を勘案
	施設一般事務員	919	市一般行政職(初級)初任給
デイサービス センター	介護職員	860	社会福祉法人Aの短大卒初任給を勘案
	生活相談員	1,096	市一般行政職(上級)初任給
	機能訓練指導員	1,031	市看護師初任給
	看護師(准看護師を含む)	1,031	市看護師初任給
	栄養士	991	市栄養士初任給
	調理員	829	市労務職初任給を勘案
	運転士	935	市技能職初任給を勘案
	施設一般事務員	968	市一般行政職(初級)初任給
心身障がい者 福祉作業所	生活支援員及び職業指導員	938	社会福祉法人Bの高卒初任給を勘案
	看護師(准看護師を含む)	1,113	市看護師初任給
	運転士	1,000	市技能職初任給を勘案
	調理員	891	市労務職初任給を勘案
	保育士	1,059	市保育士初任給
保育所	栄養士	1,059	市栄養士初任給
	調理員	891	市労務職初任給を勘案
	看護師	1,113	市看護師初任給
	事務補助 用務員	891	市臨時職員(事務補助)賃金単価 市労務職初任給を勘案

注1：施設名は、一部を省略して記載している。

注2：職種は、当該施設に適用がある職種の全てが記載されている。

注3：適用単価は、当該施設に2017年度現在適用されている市が定める賃金等の最低額である。当該最低額は、指定期間初年度の単価を指定期間中継続して適用させているため、同じ職種(つまり同じ算出根拠)でも施設によって適用単価が異なる場合がある。

出所：野田市提供資料より作成。

があげられる。施設の性格上、医療・福祉関係の専門職が主な職種であるが、賃金額(表中の適用単価)は、800円台から、最高額で1,235円(介護支援専門員)の範囲内におさまる。

3. まとめに代えて

拙稿(脚注1)にも書いたし、先行研究でも指摘されていることであるが、これらの金額が、一定の技能を身につけた労働者に支払われる額として、あるいは、労働者の生計費を満たすものとして、妥当であるかと言えば、そうは言えまい。

ただここで強調したいのは、こうしたデータの共有で、例えば、看護師、介護職員、保育士に支給されるべき賃金はこれで果たして妥当であるかなど、関係者による建設的な議論が促進されることになるのではないかと⁴。またそうした議論や検証作業は、(公契約条例は労働保

護法制とは性質が異なるものの)職種別賃金規制の整備に資すると思う。

公契約条例は、建設など一部の労働組合にしか関心を持たれていないような印象を時々受けることがあるが、例えば表2のデータが医療・福祉関係の労働組合にとって重要な意味をもつように、労働界全体が関心を持つべきではないか。自治体当局はもちろんだが、自治体労組や自治体議員などの関係者にも、本稿で示したようなデータ整備を通じた問題の提起を求めたい。

(かわむら まさのり

北海学園大学教授)

1 日弁連貧困対策本部によって2017年7月13日に主催された野田市公契約条例調査に同行した。筆者が個人の責任でまとめた調査の結果は、「公契約条例に関する調査・研究(1)」『北海学園大学経済論集』第65巻第3号に掲載(2018年1月に発行予定)。

2 野田市のウェブサイトに掲載されている指定管理者導入施設一覧から、施設の種類や機能を念頭において、幾つかの施設を抽出し、当該施設における職種の賃金算出根拠と賃金額を尋ね、データを提供していただいた。

3 総務省による「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果(2016年3月25日公表)」を参照。

4 筆者は以前に、指定管理者施設(一部は法人)や、そこで働く人たち——具体的には、児童館で働く職員を対象に調査を行ったことがある。当時も、例えば児童館職員の人件費単価などを所管局に尋ねてはいるものの、賃金の算出根拠を明らかにする取り組みは十分ではなかった。「北海道における失業不安定就業問題(IV)」『北海学園大学経済論集』第59巻第3号(2011年12月)、「北海道における失業・不安定就業問題(V)」『北海学園大学経済論集』第60巻第4号(2013年3月)。